

口座振替規定

第1条

当行に請求書が送付されたときは、お客さまに通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落としのうえ支払います。この場合、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしに、普通預金口座より引落とします。

第2条

振替日において請求書記載金額が普通預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）を超えるときは、お客さまに通知することなく、請求書を返却します。

第3条

この契約を解約するときは、当行に対し書面により届け出てください。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納企業から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出がない限り、当行はこの契約が終了したものととして取り扱います。

第4条

この預金口座振替について仮に紛議が生じても、当行の責による場合を除き、当行は一切責任を負いません。

第5条

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知します。

第6条

当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日・変更内容を、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上